

共催事業助成金交付規程

(目的)

第1条 市民スポーツの振興と市民の体力の向上を図るため、公益財団法人盛岡市体育協会（以下「協会」という。）とスポーツ関係団体（以下「団体」という。）が共催により実施する事業に要する経費に対し、予算の範囲内で、助成金を交付する。

(助成金の交付対象事業)

第2条 前条に規定する助成金の交付対象事業は、協会が共催を承認した事業であること。ただし、他の団体から当該事業に対し、補助金等の交付を受けている事業については対象外とする。

(助成金の交付対象団体)

第3条 第1条に規定する助成金の交付対象団体は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 協会加盟団体
- (2) その他、市民スポーツの振興を主たる目的とした団体であると会長が認めた団体

(助成金の交付対象及び額)

第4条 第1条に規定する助成金の額は、下記のとおりとする。

- (1) 協会加盟団体にあつては4万円以内
- (2) その他、市民スポーツの振興を主たる目的とした団体であると会長が認めた団体にあつては2万円以内

(交付の申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする団体（以下「申請者」という。）は、事業を実施しようとする日の1月前までに、公益財団法人盛岡市体育協会共催事業助成金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、会長に申請しなければならない。

- (1) 開催要項等事業の目的及び内容がわかる書類
- (2) 事業に係る収支予算書（様式第2号）
- (3) 共催事業助成金請求書（様式第3号）
- (4) その他、会長が特に必要と認めた書類

(交付の決定)

第6条 会長が申請書等を審査した結果、適当と認めたときは、共催事業助成金承認通知書（様式第4号）により、その承認をしないときは、共催事業助成金不承認通知書（様式第5号）により、申請者に通知するものとする。

(交付の取消)

第7条 会長は、次のいずれかに該当する場合には、助成金の交付を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他の不正な手段により、交付の承認を受けたと認められる場合
- (2) 法令に違反した場合
- (3) 交付の承認の決定の際に付した条件に違反した場合

2 会長は、助成金の交付の取消をしたときは、速やかに共催事業助成金承認取消通知書（様式第6号）により、申請者に通知するものとする。

(事業報告)

第8条 共催事業助成金の交付を受けた者は、当該事業終了後1月以内に事業実績書を添えて事業完了報告書（様式第7号）及び収支決算書（様式第8号）を、会長に提出しなければならない。

(交付の制限)

第9条 この助成金の交付は、1団体につき、1年度中1回とする。

第10条 協会が別に定める、生涯スポーツ振興事業助成金交付規程に基づき交付する生涯スポーツ振興事業助成金と、この助成金の交付は同時に受けることはできない。

(補則)

第11条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第106条第1項に

定める公益法人の設立の登記の日から施行する。